

# 私立幼稚園（新制度移行園）の手続き

## 1. 保育料

- 保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。  
入園希望の園又は園所在地の市町村にご確認ください。

	保育を必要としない 3～5 歳児	保育を必要とする 3～5 歳児	保育を必要とする 満3 歳児（注1）
要件	なし	保育が必要な事由に 該当	住民税非課税世帯か つ保育が必要な事由 に該当
必要な 認定	1号認定 （教育標準時間認定）	1号認定 （教育標準時間認定） + 施設等利用給付認定 （預かり保育、2号）	1号認定 （教育標準時間認定） + 施設等利用給付認定 （預かり保育、3号）
利用料 （保育料）	無償 （保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。）		
預かり 保育料	対象外	a と b のいずれか低 い方の金額が無償化 （月額 11,300 円上 限）  a. 月の利用日数 × 450 円 b. 月の預かり保育料	a と b のいずれか低 い方の金額が無償化 （月額 16,300 円上 限）  a. 月の利用日数 × 450 円 b. 月の預かり保育料

（注1） 満3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）以降の最初の3月31日までの間

## 2. 手続き

	無償化の対象	書類の提出	請求手続き
保育を必要としない 3～5歳児	保育料	<u>○必要</u>	×不要
保育を必要とする 3～5歳児	保育料	<u>○必要</u>	×不要
	預かり保育料		<u>○必要</u>
保育を必要とする 満3歳児	保育料		×不要
	預かり保育料		<u>○必要</u>

### 3. 提出書類

- 認定にかかる申請をされる場合は、必ず事前に入園予定または在園幼稚園にご相談のうえ、提出するようにしてください。

#### (1) 必要な書類

	保育を必要としない 3～5 歳児	保育を必要とする 3～5 歳児	保育を必要とする 満 3 歳児（注 3）
認定 手続き	①支給認定申請書 ②個人番号の提供書 ③園が発行する入園 許可証	①支給認定申請書 ②個人番号の提供書 ③園が発行する入園 許可証 + ④認定・変更申請書 （法第 30 条の 4 第 2 号） ⑤下記 4 に記載する 添付書類	①支給認定申請書 ②個人番号の提供書 ③園が発行する入園 許可証 + ④認定・変更申請書 （法第 30 条の 4 第 3 号） ⑤下記 4 に記載する 添付書類
請求 手続き	不要	預かり保育に関する ①請求書 ②証明書兼領収書	預かり保育に関する ①請求書 ②証明書兼領収書

#### (2) 提出先

三宅町教育委員会事務局 教育総務課（三宅町文化ホール内）

時間：月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

場所：〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 689

電話：0745-44-3079

## 4. 預かり保育の利用

### (1) 認定手続き

- 預かり保育料について無償化を受ける場合には、幼稚園利用のための「支給認定申請書」の他に、預かり保育利用のための「認定・変更申請書」などの提出が必要になります。また、認定には、保育を必要とする事由に該当する必要がある(第3号は住民税非課税世帯である必要もあり)、申請書と併せて添付書類が必要となります。
- 添付書類については、下記(3) 保育を必要とする事由および添付書類を参照ください。

### (2) 請求手続き

- 預かり保育料については、一旦幼稚園にお支払い頂き、認定後に案内する期限までに保護者の方が請求書と併せて幼稚園から発行される証明書兼領収書を教育委員会へ提出してください。(認定後に別途案内します。)

### (3) 保育を必要とする事由および添付書類

- 預かり保育料について無償化を受けるためには、児童の保護者全員が次のいずれかの事由に該当している必要があります。
- 認定申請の際は申請書と併せて添付書類を提出してください。

## 保育を必要とする事由・添付書類一覧

保育を必要とする事由	要件・期間等	添付書類（下線は参考様式あり）
就労 （自営業・内職含む）	月の就労時間が 60 時間以上（注 2）	・ <u>就労証明書</u> （内定の場合はその証明） ・ 自営証明書（確定申告書、営業許可証、開業届等を添付）、農業従事証明書等
妊娠・出産	産前・産後各 8 週間（注 3）	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日の記載ページ）、又は <u>妊娠・出産申告書</u>
就学 （職業訓練を含む）	卒業（終了）予定日の月末まで	在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）及び時間割表
疾病・障害	小学校就学前まで	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し又は <u>疾病・障害等状況申告書</u>
同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	小学校就学前まで	<u>介護・看護状況申告書</u> 及び介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写し等）
求職活動 （起業準備を含む）	最大 60 日間	<u>求職状況申立書</u> 又は求職活動を行っている旨の証明書
災害復旧	小学校就学前まで	罹災証明書
その他	町が認める期間	三宅町教育委員会事務局までお問い合わせください。

（注 2） 就労していても、月を単位とした就労時間が 60 時間以上労働することを常態としていない場合は、保育を必要とする事由に該当しません。

（注 3） 産前・産後各 8 週間には、産前 8 週目の日の属する月の 1 日から、産後 8 週間目の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。